

平成 30 年度事業計画

I 定款に定める事業

1) 国際的保健看護人材育成事業

県、市町村、県立看護大学等による、国際的な保健看護人材の育成やその教育環境の充実など様々な取り組みに対し、本財団として、各関係者との間で緊密に連携・協力しながら、適切な支援を行っていくこととする。

2) 離島・へき地看護教育推進事業

県、地域自治体、県立看護大学による離島・へき地の看護教育推進にかかる様々な取り組みに、本財団として、各関係者との連携協力を図りながら、適切かつ実効性のある支援を行っていくこととする。

3) 保健看護啓発事業

県、市町村、県立看護大学等による、県内保健看護の啓発に繋がる講演会や関連する研究等に対する助成を行うなど、本財団として、各関係者と緊密に連携を図りながら支援を行っていくこととする。

ア. 研修会・講演会開催等に関する助成

イ. 教育・研究活動助成

ウ. 看護教育の活性化に資する事業

4) 看護学術書籍集積事業

沖縄県立看護大学附属図書館の書籍・書架等整備については、教育環境の充実や人材育成の質的向上の必要性から極めて重要な取り組みであるとの認識から、本財団としても、大学との間で、より緊密な協議調整を図りながら、適切かつ実効性のある支援を行っていくこととする。

II 運営に関する事業

1) 会議等の開催等について

理事会を年2回（6月、3月）開催、評議員会を年2回（6月、3月）に開催し、財団運営に関する重要な事項を審議する。

III 資金造成に関する活動

1) 事業拡充に繋がる資金造成への取組

本財団が、安定的かつ魅力ある事業を推進していくために、着実な資金の増大化への道筋をつけることも含め、しっかりと取り組んでいく必要がある。

については、県内各機関や県立看護大学が行う様々な催事を活用するなど、募金活動など具体的に実効性のある取組に邁進し、本財団の資金造成に向けて励んでいくこととする。

2) 収益事業の実施について

本財団の認知度をいかに高めていくかが、極めて重要であり、関連機関などに対し、より効果的な広報を展開していくこととする。については、持続力のある資金力の増強に繋がる取組として、看護グッズ（ロゴマーク入り、ポロシャツなど）を作成し販売する。